



土地についての固定資産税額の求め方が変わります

～平成 18 年度固定資産税制度の改正について～

土地の固定資産税については、同じ価格の土地であれば同じ税負担となるよう、負担の均衡化を進めています。今回、地方税法が改正され、このしくみの一部が変わります。具体的には、その土地の新しい価格に比べてこれまでの税負担が低い土地については、価格の5%分を、前年度の課税標準額（税額を計算する基礎となる額）に加える方式となります。くわしくは、次の税額の求め方のとおりです。

■ 税額の求め方 ■

住宅用地→税額＝課税標準額（価格×1/6(※)）×税率（1.4%）(※)200㎡を超える部分については、1/3)

商業地等→税額＝課税標準額（価格の70%が上限）×税率（1.4%）

ただし、前年度の課税標準額が低い土地については、今年度の課税標準額は次のとおりとなります。

●住宅用地

「今年度の価格に1/6(※)を掛けた額」(＝本来の課税標準額A)と比べて

ア 前年度の課税標準額がAの80%以上100%未満の場合→前年度の課税標準額と同額

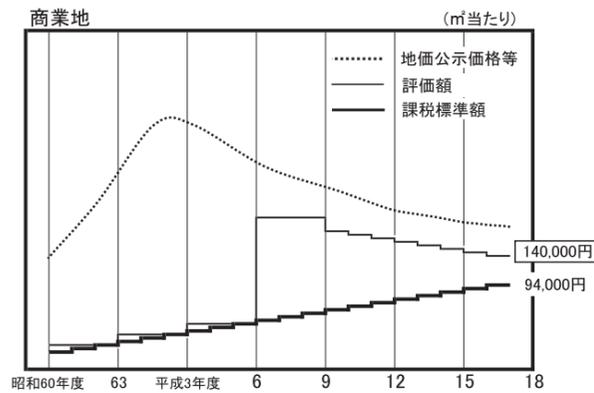
イ 前年度の課税標準額がAの80%未満の場合→前年度の課税標準額+Aの5%

●商業地等（住宅用地以外の宅地）

「今年度の価格」(＝B)と比べて

ア 前年度の課税標準額がBの60%以上70%以下の場合→前年度の課税標準額と同額

イ 前年度の課税標準額がBの60%未満の場合→前年度の課税標準額+Bの5%



▼**よめる質問です**

地価の下落によって土地の評価額が下がっているのに、税額が上がるのをおかしいのではないのでしょうか。

地域や土地によって評価額に対する税負担に格差がある(例えば同じ評価額の土地があっても実際の税額が異なる)のは、税負担の公平の観点から問題があることから、平成9年度以降、負担水準(評価額に対する前年度課税標準額の割合)の均衡化を重視することを基本的な考え方とした調整措置が講じられています。

具体的には、負担水準が高い土地は

固定資産税納税通知書の送付

5月中旬に固定資産税納税通知書を送付します。土地と家屋の明細もつけていますので、内容を必ずご確認ください。

「昨年、家を取り壊したのに、まだ課税されている」「昨年、土地を売ったのに、まだ課税されている」「明細書の数字や表示がおかしい」など、不明な点がありましたら役場税務課までご連絡ください。

▼問合せ先 役場税務課
☎ 932・1151 (内線135)

その他の事務

No.	事務事業の種類	平成16年度末の状況	平成17年度～平成22年度までの取組目標
1	本庁舎清掃	全部委託	全部委託を継続
2	本庁舎休日夜間警備	全部委託	全部委託を継続
3	本庁舎電話交換	全部委託	全部委託を継続
4	公用車運転	直営・一部委託	福祉バスは民間委託を継続、他の公用車は直営を継続
5	し尿処理	全部委託	全部委託を継続
6	一般ごみ収集	全部委託	全部委託を継続
7	学校給食	全部直営	平成18年度から全部委託
8	学校用務員事務	全部直営	臨時職員を含め全部直営を継続
9	水道メーター検針	全部直営	全部委託は経費増となるため、他町との共同委託を検討します。当面臨時職員により全部直営を継続
10	道路維持補修・清掃	全部直営	臨時職員による全部直営を継続、一部委託を検討
11	ホームヘルパー派遣	全部委託	全部委託を継続
12	在宅配食サービス	全部委託	全部委託を継続
13	情報処理・庁内情報システム維持	全部直営	全部直営を継続
14	ホームページ作成・運営	全部委託	全部委託を継続
15	調査・集計	全部直営	全部直営を継続(調査は一部臨時職員対応)
16	総務関係事務(給与・旅費・福利厚生)	全部直営	全部直営を継続
17	広報紙	全部直営	全部委託は経費増となるため、内製化を推進し印刷コストの削減を図る

